

平成27年(行ウ)第37号 「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等事件

原告 高野正明 外63名

被告 広島市・広島県

第 1 準 備 書 面

2016(平成28)年1月28日

広島地方裁判所民事第2部合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 廣 島 敦 隆



同 弁護士 足 立 修 一



同 弁護士 池 上 忍



同 弁護士 竹 森 雅 泰



同 弁護士 端 野 真



同 弁護士 橋 本 貴 司



同 弁護士 松 岡 幸 輝



同 弁護士 佐 々 井 真 吾



原告らは、本書面において、原告らが原爆投下時に現在していた地点を、訴状別紙「黒い雨」降雨地域図に落とし込み作成した、本書面別紙「原告が原爆投下時現在していた地点一覧地図」で具体的に主張する。

なお、○が原告が現在していた地点であり、○の横に記載した文字は原告番号に対応する。例えば、「○市52」は、原告番号市52の原告が原爆投下時に○の場所に現在していたことを意味する。

また、◎は原告が複数現在していた地点である。例えば、「◎市1，市19」は、原告番号市1及び同市19の原告が原爆投下時に◎の場所に現在していたことを意味する。

以上